

住民発議のオモシロQ & A 清水・静岡合併住民発議資料より

なるほど ザ 住民発議 その1 KM

今回より合併協議会設置を求める住民発議のオモシロQ & A集を・・・・・・・・。

Q 署名活動は自由とされ、制限が設けられていないと聞きますが、本当にナニをしてもいいのですか？

A 「合併協議会設置を求める住民発議制度」は平成7年3月29日法律第50号の「合併特例法の改正」により、新たに盛り込まれた制度で、「住民からの直接請求制度」のひとつです。直接請求には、・条例の制定や改廃、・リコールなどがあり、先日行われた修善寺町の議会のリコールも直接請求のひとつです。

この直接請求制度の署名運動については、公職選挙法に規定する選挙運動に関する規制は全く準用されていません。たとえば、

- ・署名のためのポスターの枚数や種類は無制限です。
- ・署名運動のための事務所の数は規制されていません。
- ・自動車や拡声器の使用も規制されていません。
- ・戸別訪問でも街頭でも署名を求めても自由です。
- ・署名運動に関する費用について制限はありません。

さらにいえば

- ・物品や金品・サービス(?)を供与して署名を求めても規制されません。
- ・署名をするのに物品等を要求しても規制されません。
- ・深夜に飲み屋で署名を求めても結構です。
- ・営業店舗で、店舗経営者が客に署名を求めても差し支えありません。
例えば、理容師が客のヒゲそり中にカミソリを握りながら署名を求めても結構です。
- ・学校(大学・専門学校等)で署名を求めても構いません。

もちろん、街頭で署名を求めたり、街宣車を使用するには警察の許可が必要であったり、相手に不愉快な思いを与えると訴訟沙汰になることはあります。しかしながら、署名は「署名簿に記載された内容が適法かどうか」が審査され「どのような方法で集めたか」は審査の対象になりません。(特例法で規制された内容は除く)

なるほど ザ・住民発議その2 KM

Q 「住民発議」は、「じゅうみんはつぎ」と読むのが正しいのでしょうか。それとも「じゅうみんほつぎ」と読むのが正しいのでしょうか？

- A 「発議」は「はつぎ、ほつぎ」と、どちらの読みも正しいです。
(広辞苑 第三版 岩波書店による)
書籍の解説では「じゅうみんはつぎ」としている例が多いですが。
たとえば「発足」は「はっそく、ほっそく」とどちらの読みも正しいのと同じではないでしょうか。
ちなみに、「～～に関する法律施行令」の「施行」は「しこう、せこう」のどちらでも正しいです。
建築関係の人では「建築基準法施行令」を「施工令」と勘違いしている人も多いですが。(^_^;)

なるほど ザ・住民発議その3 KM

- Q 「清水市の選挙権を有する者の数」というのは、具体的にいくつですか？
それを知らないと、いったいいくつ署名を集めたらいいのかわかりませんが。
- A 法律では次のようになっています。

地方自治法第74条第4項(合併特例法第4条第11項)

第1項の選挙権を有する者とは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の50分の1の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちにこれを告示しなければならない。

上記でいう「その登録が行われた日」とは、定時登録(9月2日)(注:私たちが住民発議を行った当時は、定時登録は9月2日の年1回でしたが、平成9年12月の法律改正により、3月2日、6月2日、9月2日、12月2日の、年4回となりました。)または選挙時登録のことを言います。具体的な請求における法定署名数は最近の告示によることとなります。

「最近の告示」とは「いつから最近」かということ、「署名審査終了時」となっており、法定署名数とは「署名審査終了時に告示されている数」となります。

ですから、今の段階で具体的にいくつとはまだ言えないのですが、ここで清水の場合は面白い現象が生じます。

それは、8月22日に署名活動を開始して1か月間というと、定時登録(9月2日)をまたぐからです。署名活動を1日で完了して、署名簿を8月23日に提出しても法的にはOKなので、ここで選挙管理委員会がすぐ審査を完了すると、法定署名数は直近の告示、すなわち7月の市長選挙の時に告示されている数となります。9月2日を越して署名簿を提出すると、定時登録の9月2日に告示された数となります。

この間に衆議院が解散して総選挙となると、この総選挙の時の数となります。署名活動は中断を余儀なくされるが……。

なるほど ザ・住民発議その4 KM

Q 署名収集期間の1か月間以内とは、具体的にいつからいつまでをいうのですか？

A ここでいう「期間」の定めは、民法によります。関連する条文を列挙しますと、

民法第140条（「日」「週」「年」で定められた期間の起算点）

日、週、月または年で期間が定められている場合は、期間の初日は数えず翌日を起算日（第一日）とする。しかし、その期間が、午前零時から始まるときは、初日を起算日とする。（初日不算入の原則）

民法第141条（期間の満了）

日、週、月、年で期間が定められている場合は、その期間の最終日の終了（夜中の12時）で、期間は満了とする。

民法第142条（前条の例外）

今回のケースにはあてはまらないので省略

民法第143条（期間の計算方法）

週、月、年で期間が定めてある場合には、その期間は、暦に従って数える。

期間の起算日が、週、月、年のはじめでないときは、その期間は、最後の週、月、年の起算日に当たる日（応答する日）の前日で、満了とする。

もっとも、月または年で期間が定めてある場合で、最後の月に起算日にあたる日がないときは、その月の末日を満了日とする。

ん～～ ワケがわからなくなりましたね～～

まず第140条の初日不算入の原則とは、「中途半端な時間は数えない」ということです。8月22日午前零時に清水市役所が告示してくれればハナシは別ですが、お役所仕事ですから、午前8時30分に告示となっています。22日は半端な日になってしまうので、8月22日は署名期間には数えません。

（署名活動はしても結構です） ですから起算日は「8月23日」となります。

さて、期間の最後の「1か月の最後の日」はいつかということですが、第143条で、最後の月（9月）の起算日に応答する日（9月23日）の前日（9月22日）で満了となります。第141条により、正確には9月22日の夜中の12時で満了ということになります。

たとえば 1月31日に署名開始すると、終了は2月28日になってしまうのです。（起算日が2月1日 応答日が3月1日 その前日が満了日で2月28日）

清水J Cのポスターでは「9月21日まで」となっていますが、署名期間を越して署名簿が署名の委任を受けた人のところにあるのは理論的にはオカシイので、「署名簿の回収時間まで考えているとはさすが清水J C」と、行政機関各位からオホメの言葉をいただいております。(^^;)

なるほど ザ・住民発議その5 KM

Q 合併すると清水市は消滅するとウサワに聞きましたが、本当ですか？

A 「市町村の合体、編入、分割、分立」これらを総称して「市町村の廃置分合」と呼んでいます。(地方自治法第7条) このうち、少なくとも1つ以上の市町村の数が減少(市町村の法人格が消滅)するものについて、「市町村の合併」と定義されています。

参考：市町村の合併の特例に関する法律 第2条(定義)

この法律において「市町村の合併」とは、二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。

「市町村の合併」は通常、新設合併(いわゆる対等合併)と、編入合併(いわゆる吸収合併)の2つに分けることができます。

「新設合併」とは、このまちの例でいうと、静岡市と清水市を廃して、その区域をもって新しい市を設置することです。

「編入合併」とは、静岡市を廃して清水市へ編入、または、清水市を廃して静岡市へ編入する場合をいいます。この場合に、編入する市町村の法人格は合併によってなんら影響を受けず、編入される市町村の法人格は消滅することとなります。市の一部を相手方へ編入して、例えば「有度地区を静岡市へ編入」して清水市の法人格は存続するような場合は「合併」とはいいません。

「編入合併」において、県庁所在地であり中核市である静岡市が清水市へ編入されるケースは考えにくく、「新設合併で新しい市をつくる」または「編入合併で静岡市へ編入される」どちらの場合も、清水市の法人格は消滅する手続きとなります。行政担当者や議会関係者が「合併すると清水市はなくなりますから」と発言する場合は(合併に詳しい方は)上記のようなことを指している場合があります。合併に詳しくない方は単純に感情論の場合があり、要注意です。(^^;)

なるほど ザ・住民発議その6 KM

Q 署名の開始は「請求代表者証明書の交付と告示」からとなっており、この「交付と告示」は行政が行うことで、請求者側が「8月22日」と指定す

ることができるのですか？

- A 署名期間は請求代表者証明書の交付および告示があった日から1月以内となっております。(合併特例法施行令第2条第4項)
この「証明書の交付と告示」については次のように規定されています。

合併特例法施行令第1条第2項

前項の規定による申請(請求代表者証明書の交付申請を指す)があったときは、当該市町村の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、請求代表者が選挙人名簿に記載された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、その者に同項の請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

「交付申請」があってから「直ちに」となっておりますので、「世間の常識の範囲内」で「証明書の交付と告示」を行わなければ、行政の怠慢となってしまいます。ですから、私たちは「8月22日」に告示が行われるように「申請」を行います。

なるほど ザ・住民発議その7 KM

Q 私たちが行う前に、他の誰かが同じ内容の直接請求を行った場合はどうなるのですか？

- A 同一内容の直接請求が連続して行われた場合でも、それぞれの直接請求を別個のものとして取り扱うため、以前に行われた直接請求に係る手続きが終了する前に、同一内容の直接請求が行われた場合でも、関係市町村の長は後発の直接請求に係る所要の手続きを進めなければならないことになっています。

実際的には、県知事選挙、清水市長選挙と署名活動が行えない期間がありますので、可能性とすると清水市長選の終了直後に他の団体が住民発議を起こしてしまうというケースは否定できません。

ただし、後発の直接請求に係る手続きの途中で、先発の直接請求に基づき、同一内容の合併協議会が設置された場合には、請求の目的が消滅するため、その時点で後発の直接請求に係る手続きは終了することになります。

やってみておわかりのように、住民発議は民意の盛り上がりが必要なポイントの手続きなので、他の団体が思いつきのよう、自分たちの都合の良いような署名を集めても、形は整いますが、否決される可能性は大です。

なるほど ザ・住民発議その8 KM

Q 署名簿に住所や姓などを記載する場合に、家族などは同じ住所と姓ですから「〃」や「同上」など書いても良いと思うのですが、「それはダメ」と聞きました。役所へ申告する書類では「〃」や「同上」などは認められていると思いますが、なぜ今回はダメなのですか。

A これこそ、「清水方式」で、清水市役所と私たちが相談して決めた事で法律的な根拠はなく、また、前例を参考にしていません。
選挙管理委員会がチェックをするときは、「氏名」でチェックをします。そのときに、署名簿は全てコピーをとって、このコピーを署名一人分ずつ切り取り、アイウエオ順に並び替えます。この操作をすると、同じ住所であってもバラバラになってしまうので、「〃」や「同上」などは意味をなさなくなってしまいます。このため、同じ住所であっても正確に記載することが要求されます。

また、各様式も話し合いで決定されました。

(細部については法令で定められていない)

署名簿(第3号様式)は、A4横置き横書き(選管からの要請)

他の様式は、A4縦置き横書き(清水JCからの要請、電子ファイル化がしやすい)互いの要求をのみあったというところですね。

なるほど ザ・住民発議その9 KM

Q 署名の委任を受けた人は、請求代表者に対して報酬を請求したり、損害の賠償の請求をしたりできますか？

A この「署名の委任」は、「民法第2章第10節 委任契約」に規定されています。

関連する条文を記しますと、

民法第643条(委任契約の意味)

委任契約は依頼する者(委任者)が依頼を受ける者(受任者)を信頼して、法律行為をするなど事務を処理することを依頼し、受任者がこれを引き受けることによって成立する契約である。

民法第648条(受任者の報酬)

- 1 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。
- 2 受任者が報酬を受ける特約がある場合には、委任事務を処理した後にその報酬を請求することになる。

民法第650条(受任者が費用の弁償を請求する権利など)

- 1 受任者が委任事務を処理するにあたって必要な費用を支出したときは、委任

- 者にその費用および支出の日以降の利息の弁償を請求することができる。
- 2 受任者が、委任事務を処理するについて必要な債務を負ったときは、委任者に、その債務を弁済させることができる。またその債務について、支払い期がまだきていないときは、債務金額に相当する担保を、差し出させることができる。
 - 3 受任者が委任事務を処理するにあたり、受任者に過失がないのに損害を受けたときは、委任者に対してその損害の賠償を請求することができる。

なるほど ザ・住民発議その10 KM

Q 私は平成9年5月1日に清水市へ転入してきた者ですが、署名の委任を受けたり署名したりすることはできるでしょうか？

A 以下の話は、8月22日署名開始、1か月めいっぱい署名収集をすることを前提といたします。

結論からいいますと、この方は署名をすることはできますが、署名収集の委任を受けること（受任者となること）はできません。

まず、署名収集の委任を受ける者の条件ですが、8月22日に署名開始の場合に直近の選挙人名簿に登録されていることが必要となります。

直近の選挙というと、7月27日投票の清水市長選があります。この市長選の選挙人名簿の基準日は7月19日となり、3か月以上、清水市に居住していることが条件ですから、4月19日以前から清水市に居住していることが条件となります。ご質問の方は5月1日に転入なので受任者となることはできません。

さて、署名の方ですが、9月下旬に署名簿提出となりますと、署名人は9月2日の定時登録に登録されていることが必要となります。この定時登録の基準日は9月1日なので、6月1日以前に清水市へ転入引き続き居住していることが条件となります。

なるほど ザ・住民発議その11 KM

Q ウチの妹は今年8月21日に満20才となり、生まれてこのかた清水市に居住していますが、署名をすることができますか？

A 清水市に居住していて、今年満20才になるかたについては、昭和52年9月2日以前に生まれた方については、署名をすることができます。

なるほど ザ・住民発議その12 KM

Q わしゃあ～清水市長のMだけがあ 署名の委任をうけたりい～署名そのものをすることができるだかやあ～？

A まず、直接請求の請求代表者となるためには、自治法においては当該地方公共

団体において選挙権を有するものであれば足りるとされています。

(自治法74条)

特別職(市長とか助役その他の方)が署名の委任を受けたり、署名をすること自体に規制はありませんが、市長の場合は議会に付議する場合に自分の意見を述べるので、ここの段階で発議に参画する権利を有していると考えられます。

もちろん、職を辞した場合は公務員法の適用を受けませんので、選挙に落選した場合は堂々と署名をすることができます。(^^;)

直接請求を受ける立場の方が、直接請求に参画するのはオカシイという議論もあります。

なるほど ザ・住民発議その13 KM

Q 私はおムコさん探しの腰掛けのつもりで、市役所の臨時職員をやって事務のお手伝いをしていますが、署名してもよろしいですか？

A 一般職の地方公務員については、その勤務する地域において、特定の人(執行機関)を支持し、または反対する目的をもって、署名運動を企画し、主宰するなどそれに積極的に関与することが政治的行為として禁止されています。

(地方公務員法36条)

しかしながら、この規定は地方公共団体との勤務関係における規律を維持することが目的であり、直接請求の妥当性、正当性を確保することを目的とするものではないことから、当該職員が懲戒処分を受ける可能性があるのは別として、直接請求そのものの効力に影響を及ぼすものではありません。

活動の方法・内容によっては署名収集受任者とならないほうがよろしいかとも思いますが、署名は有効ですし、制限も受けません。

市役所内で署名を収集することには問題がありそうですが。

一般職の国家公務員についても同様です。

おたずねの「臨時職員」についても一般職の地方公務員と同様と解されます。

なるほど ザ・住民発議その14 KM

Q 清水市選出の国会議員のMでえ～す。

清水市選出の県会議員のNでえ～す。

あたしっちは署名の委任を受けたり、署名したりしてもいいんしょ～？

Nさんなんか、新聞に「署名活動の委任を受けてもいい」って書かれてるしい～。

A 代議士さんが直接請求に参画することについては、特に規制はありません。

しかしながら、代議士さんの組織力はすばらしいものがあり、この組織を

あげて署名収集活動が展開されると、住民の側からみて「選挙運動の一部か」と誤解される懸念もあり、また、意識的に政治問題に矮小化、歪曲化される恐れが無いとも限りません。(反対陣営が集中砲火を浴びせる可能性もある)

清水市議会議員さんについても特に制限はありませんが、後で審議の中心となる方達ですので、「署名で意見を表明する必要もない」という意見と、「市議会議員といえども一市民なので権利の行使をする権利はある」という意見があります。

県会議員さんについてはこの問題の最終段階で県議会の承認を得ることになっているので、「ここで意見が述べられる」という意見と「この段階では遅い」という意見があります。

国会議員さんについては、地方分権の流れからか、意見を表明する場が無いので、「署名活動を通じて表明していくしかない」という意見と、「国会議員の出る幕ではない」という意見があります。

なるほど ザ・住民発議その15 KM

Q 住民発議でいろいろ申請書を役所へ提出すると思いますが、住民票の申請とか印鑑証明の申請とかでも有料ですけど、役所も相当な人件費が必要だと思いますが、いったいいくらぐらいかかるのですか？

A まず、正式に役所へ提出しなければならない書類として次のものがあります。

- 1 請求代表者証明書交付申請書 (なんと様式が定められていない！ここがミソ)
- 2 合併協議会設置請求書 (第1号様式)
- 3 合併協議会設置請求署名収集委任届 (第5号様式)
- 4 署名簿 (第3号様式)
- 5 署名収集委任状 (第4号様式)

役所から交付されて、署名簿に添えて提出しなければならない書類として次のものがあります・

- 6 合併協議会設置請求代表者証明書 (第2号様式)
- 7 合併協議会設置請求署名審査録 (第6号様式)
- 8 合併協議会設置請求署名収集証明書(第7号様式)

手数料については規則で定められていません。地方自治体行政担当が「一切の事情を考慮して」(法律用語)決定すれば良いことのようにです。

清水市の場合は、「清水市手数料条例」により、申請手数料は300円です。

なるほど ザ・住民発議その16 KM

Q 署名捺印の際の印は、「拇印(ぼいん)」でも良いと聞きましたが、やはり「拇指(ぼし おやゆび)」でなければいけないのでしょうか？ 交通違反の際に警察は「人差し指(ひとさしゆび)」で捺印させるそうですが、具体的にどの指でなければいけないのでしょうか？

A 署名捺印の際の印は、「拇印」でもよいとされています。この根拠は「拇印でも有効」とする行政訴訟の判例があるからです。拇印が無効となってしまうと、警察が街頭でやってる署名捺印活動である交通違反の取締りがすべて無効となってしまうですね。

さて、具体的にどの指でなければならぬかということ、「どの指でも良い」ということになっています。極端な話で「足の指でも有効」です。(挑戦する人がいるかどうか わからないが)

警察が右手の人差し指で捺印させるのは、不安定な場所での確に捺印させるのに、方向を指し示しやすい指だと認めているからではないでしょうか。

なるほど ザ・住民発議その17 KM

Q 署名収集活動を一生懸命やっていたら、署名簿の用紙が足りなくなりました。後から追加しても良いですか？

A 署名簿の体裁は、選管に提出する際に整っていれば良いとされています。もちろん、きちんと綴じ込んでいなくても、次の様式は署名活動の際に各署名簿に備わっていないとはなりません。

- | | |
|-----------------|----------|
| 1 署名簿表紙 | (様式 - 3) |
| 2 合併協議会設置請求書(写) | (様式 - 1) |
| 3 請求代表者証明書(写) | (様式 - 2) |
| 4 署名収集委任状(原本) | (様式 - 4) |
| 5 署名用紙 | (様式 - 3) |

署名用紙は足りなくなれば、追加しても良いことになっています。極端な話、用紙の紙質に制限は無いので、署名用紙をコピーして使用していただいても結構です

なるほど ザ・住民発議その18 KM

Q 私はT水産に勤務するTと申します。オーストラリアへ転勤になってしまって11月頃まで日本へ帰ってこれません。署名はしたいと思うのですが、不在者

投票とか、オーストラリアで署名するとかの方法はありますか？

A ごくろうさまです(^_^)

まず、住民発議に「不在者投票（署名？）」という制度はありません。1か月間の署名期間のうち、いつでも署名できるからです。

また、署名する「場所」に制限はありませんので、署名収集の委任を受けた人がオーストラリアへ飛んで、Tさんの署名を受け付ける事はできます。（私やってみたい(^_^;)）

もっと簡単な方法は、Tさん自身が「署名の委任を受ける」ことです。署名活動の受任者にTさん自身になってしまえば、Tさんはオーストラリアで自分の署名をすることのみならず、現地で清水市に選挙権のある方（こんな人いるのか？）の署名を収集することができます。

署名簿を AIR MAIL でやりとりしなくてはなりません。

Tさん、印鑑をオーストラリアへ持っていっているでしょうね？

なるほど ザ・住民発議その19 KM

Q 私は署名の委任収集の委任を受けるつもりですが、時間があまりとれないので署名をしてくれる人のところへいちいち出かけて行って、説明して署名をもらうなんてできそうにありません。料亭に宴席を用意して、署名をしてくれそうな人を招待して、イッパイやりながら私が説明して、その場で署名捺印してもらおうと思いますが、どうでしょうか？

A OKです。コンパニオンをつけても、お土産を持たせても構いません。ただし、回覧をしないでください。

なるほど ザ・住民発議その20 KM

Q 合併協議会の委員は、具体的に「誰」が決めるのですか？

A 合併協議会の設置については、合併特例法第3条に規定されています。

法第3条（合併協議会の設置）

2 合併協議会の会長及び委員は、（中略）規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員並びに長及びその他の職員をもって充てる。

3 合併協議会には、前項に定めるもののほか、（中略）規約の定めるところにより、学識経験を有する者を委員として加えることができる。

つまり、合併協議会の設置については「議会」で決定し、「委員」も「議会」で決定することになっています。

ここでいう「規約の定めるところ」とは、関係市長村長（今回の場合では静岡市長と清水市長）から議会に付議された「合併協議会設置協議」により決定された「規約」のことをいい、合併協議会の性格や規模、構成などすべて

のことをここで決めます。法律ではなんら規定や規制されていないといえます。

なるほど ザ・住民発議その21 KM

Q 合併協議会の委員の数は具体的に何名ぐらいなのでしょう？

A このような事も含めて、「議会」で決定することとなっています。
「何名にしましょう」という規制はありません。

委員の数の両市への案分方法ですが、予想とすると次の2つぐらいです。

1、両市とも同数。委員総数を20人とすると、静岡市10名 清水市10名

2、両市の人口比で案分する。47：24 委員総数を20人とすると
静岡市13人 清水市7人

(注：両市とも同数となっています)

なるほど ザ・住民発議その22 KM

Q 合併協議会での採決はどのように行われるのでしょうか？

たとえば「合併の是非」などの大きな議題や、各論の細かいことなども
同じように採決されるのでしょうか？

A 住民発議も合併特例法も、大きな前提は「民主主義」です。これらの法律で
規定されていないところは、「地方分権」という大きな流れの中で、さらに
言えば「民主主義」という根本精神で判断されます。

合併協議会での採決方法も、規約で定めるところによりますが、大きな前提
は「民主主義」です。「民主主義」というと最終的には「多数決」となりま
す。

ここで委員の数が問題となります。「多数決」で決定されるとなると、
「委員数を人口比で案分」などという方法は、清水市側では受け入れられない
可能性が大です。すべて、47対24で決定されていたのではたまらない
からです。

委員の数が同数でも、「静岡市はモロ手を挙げて賛成、清水市は大多数反対
一部は賛成」という議案も可決してしまうこととなります。

逆に「清水市は全員賛成 静岡市は大多数反対、一部賛成」という議案も
可決することにもなりますが……。

議会運営の手腕が問われるところです。

なるほど ザ・住民発議その23 KM

Q 「請求代表者」や「署名の委任を受けた人」の「署名」はどのようにするのですか？ 「請求代表者」の署名は「合併協議会設置請求書」にあるからいいのですか？ 「署名の委任を受けた人」の署名は「委任届」でいいのでしょうか？

A どちらも「署名簿」に署名をしないとカウントされません。「委任を受けた人」の署名は、自分が管轄している署名簿でもよいし、他人の署名簿でも構いません。

なるほど ザ・住民発議その24 KM

Q 一人の人が、2以上の署名捺印を行った場合に、すべてが無効となってしまうのですか？

A この場合には、1つ（一人分）が有効とみなされます。

合併特例法施行令第4条第2項

……同一人に係る2以上の有効署名及び押印があるときは、その1を有効と決定しなければならない。

なるほど ザ・住民発議その25 KM

Q うちの父は手足が不自由で、署名をすることができませんが、どうしたら良いですか？

A 署名には「代筆」が認められています。署名簿には代筆者の署名捺印欄も設けられています。もちろん、代筆者は清水市の有権者でなくてはなりません。

代筆者は、代筆をする人の氏名・住所・生年月日・押印と共に、自分の氏名・住所・生年月日を記入し、押印をしなくてはなりません。

もちろん、署名収集の委任を受けた人が代筆をしても結構です。

ただし、代筆をする場合も、署名収集の委任を受けた人と署名をする人、代筆をする人が対面で、署名の意志を確認しなくてはなりません。

このところは、選挙管理委員会が後で、本当に署名の意志があったかどうかを確認する場合があります。

（注：清水市の場合は、代筆署名については、選挙管理委員会が、すべて電話で署名の意思を確認した。）

なるほど ザ・住民発議その26 KM

Q 私はこの春に清水市旭町から巴町へ引っ越しましたが、住所の移動届をいつ提出したか忘れてしまいました。この場合にどちらの住所を書けば良いですか？ 住民登録の住所と異なっていた場合に無効となってしまうのでしょうか？

か？

- A 清水市内の移動であれば、記録が清水市役所のほうに残っていますので、選挙管理委員会では追跡することができます。結局のところ、本人であることが確認できれば良いので、この場合はどちらの住所を書いていたとしても「有効」であります。

清水市外からの転入や転出は、追跡できないので清水市外の住所を書いたものは「無効」と思ってください。(当たり前だ！)

なるほど ザ・住民発議その27 KM

- Q よく役所の申請書類では「黒またはブルブラックのペン、またはボールペン書き」でないと受け付けないと言われますが、署名もそうでなくてはなりませんか？

- A 選管によると、「判別できるものは有効」だそうですので、鉛筆書き、や、マジックペン書き、なども有効です。

ただし、混乱を招く恐れがあるのと、署名簿の「格式」を維持するうえからも「正式な書類」に準じた書き方をしていただくのがよろしいと思います。

なるほど ザ・住民発議その28 KM

- Q 署名収集をしている最中に、署名簿を紛失してしまいました。責任を感じて再度、同じ方々に署名をしていただき、署名簿を作りなおそうと思いますが、どのようにしたらよろしいですか？

- A 署名簿を再発行いたしますので、事務局に申し出てください。

なるほど ザ・住民発議その29 KM

- Q うちの主人は地方公務員一般職ですが、妻である私や有権者である子供は署名できるでしょうか？

- A 公務員の署名活動への参画が制限されているのは「個人」ですので、公務員でないご家族の方は署名をすることができます。

なるほど ザ・住民発議その30 KM

- Q 署名の際に、住所を書き間違えてしまったので「訂正」をしたいのですがどのようにしたらよいですか？

- A 「訂正」は、署名簿の同じ「行」で行ってください。同一人物が署名簿の2行を使用すると管理がしにくくなるからです。

訂正したい文字に「二重横線」を引き、その上に「訂正印」を押してください。訂正した文字は、誤記した文字の上側に記してください。

ホワイトなどの修正液は使用しないでください。(他人の改ざんとみなされる)

なるほど ザ・住民発議その31 KM

- Q かつての質問の中に、「同一家族では共通の認印の使用は認める」というのがありました。うちの家族では母の拇印を認め印として使用していますが、家族全員の捺印を母の拇印でしてよろしいですか？
- A だんだんネタ切れになってきて、質問がどーでもいいよーな事になってきてますねえ～(^_^;) (もっと本質的なコト聞いてね)

ご質問の場合は、「拇印を押した本人のみ有効で他は無効」です。

(行政実例昭和28年8月25日自丙選発168号選挙部長回答)

同一家族内で選挙権を有する者各自が、自己の専用印を所有していない場合もあるのですが、同一の印を用いても署名者の意思に基づくものと認められる場合がありますが、拇印の場合には、各署名者が押す意思があれば直ちに押すことができるので、拇印を共通印とすることは認められておりません。

なるほど ザ・住民発議その32 KM

- Q 「沢」の字が「澤」、「辺」の字が「邊」のように住民登録は旧字体なのですが新字体で署名してもいいですか？
- A 署名者の意思が確認でき、かつ署名者の特定ができる限りは、「自書」された氏名に誤記等があっても有効と解されています。

すなわち、名前が戸籍どおり記名されていない場合でも本人の署名と認められる限り有効とされています。(行政実例昭和23年10月31日全選事務局長回答)
また、平仮名、片仮名、ローマ字による署名も「自著」と認められるとされています。(行政実例昭和24年1月20日自治課長回答)

ご質問の場合は、新字体でも旧字体でも本人と確認できるならば、有効ですが混乱を避ける意味からも、「戸籍に記載の通りに」署名することを求めたいです。

なるほど ザ・住民発議その33 KM

- Q 合併協議会設置を求める住民発議制度は、条例の制定や改廃、議会の解散を求めるなどの「直接請求制度」のひとつだと聞きました。直接請求は、都道府県の条例の制定や改廃、都道府県議会の解散を求めて県民の有権者の50分の1以上の署名を集めて、都道府県の選挙管理委員会へ提出することができるので、「県の合併(例えば静岡県と山梨県)協議会設置を求める住民発議」を実施することができるのですか？
- A ん？ ネタ切れになったと思ったらムズカシイ質問が出てきましたね(^_^)

合併特例法をよお～く読んで（呼んで）みましょう。

「市町村の合併の特例に関する法律」

「市町村の合併の特例に関する法律施行令」

あくまでも「市町村」であって「都道府県」ではありませんでしたね～。
賢明な（重箱の隅をほじくるのが好きな）住民のみなさまは、地方分権の波は、いずれ「都道府県の合併の特例に関する法律」が出てきそうだと感じていらっしゃるでしょう。

合併特例法では、「地方自治法第74条関連」の読み替えを行っておりますが、この中で、「都道府県」に関する署名については「除外」をしております。除外というと語弊があるなあ。「準用」をしていません。いずれ、全部を準用するとなると、「都道府県の合併の特例に関する法律」のお出ましということでしょうな。（ 楽観的観測 ）

なるほど ザ・住民発議その34 KM

Q 署名簿の様式の第1項に、「有効無効の印」とありますが、これは誰が押印するのですか？

A これは、選挙管理委員会が署名をチェックする際に、有効か無効か判断して押印するものです。署名者側では、この欄は「空欄」としておいてください。

なるほど ザ・住民発議その35 KM

Q 「任意の合併協議会」なるものがある（埼玉県の浦和周辺地区の合併の動き参照）と聞きましたが、これは私たちが目指している組織とどう違うのでしょうか？

A 私たちが目指している「合併協議会」とは、地方自治法第252条の2により設置されるもので、設置に当たっては地方自治法による手続きが必要です。つまり、関係市町村の協議により規約を定めなければならず、この協議には議会の議決が必要となっています。これが「法定の合併協議会」といわれる理由です。

この「法定の合併協議会」で作成される市町村建設計画に基づく事業についてのみ合併特例法上の財政措置が受けられることになっています。

「任意の合併協議会」とは、「住民発議」や「議会の協議」などの手続きを踏まず、法定外で設置する協議会です。

法定の合併協議会で協議する前段階で、問題点の洗い出しのために設置する例や、議員が議会へ直接合併案を提出する場合に、協議機関として設ける場合などがあります。

なるほど ザ・住民発議その36 KM

- Q1 わたしは じんじょうしょうがっこう しか でていなくて かんじが
かけません。 すべて ひらがな で しよめい しても いいですか？
- Q2 ワタシハ ニホン ニ サイキン キカ シテ ニホンゴ ガ カケマセン
ジブン ノ クニ ノ コトバデ ショメイ シテモ イイデスカ？
- Q3 私は書道の教師をしております。楷書の署名などワタシのプライドが許しません。
毛筆で草書で署名したいんですが、良いでしょうか。私の草書は古代中国の
流儀に準拠しているのです、現代の日本人には判読できないと思います。
- A 本人の「自著」であることが確認できれば良いので、「ひらがな」での署名も
有効です。

「何人であるか確認しがたい署名」は無効と規定されていますが、
(自治法第76条、第74条の3)

外国文字に署名も、現在のわが国外国語普及の現状からすれば、
確認しがたい署名として無効とする必要はない、とされています。
行政実例(昭和33年1月11日自丙管発5号)に、「韓国文字による署名は
有効であるが、ロシア文字による署名は無効」とするものがありますが、
現在では、いずれも有効とすべきであるとされています。

草書その他の正規の書体によるものは、たまたま当該選挙管理委員会において
読み得る者がいなくとも、「何人と確認しがたい署名」としない、と判断され
ております。

しかしながら、わかりやすい文字で書いていただきたいですね。
毛筆で書いていただいても結構ですけど。

なるほど ザ・住民発議その37 KM

- Q 我が社では署名収集の委任を受けた者が複数おりまして、社員で資格のある者
には署名をしてもらおうと思っています。しかしながら、当社では各人の認印
の管理は「総務部」にて行っており、各人の正規の認印をひとまず提出して
もらって、認印の必要な際は、総務部長決裁により、総務部員が押印する決まり
になっています。社員一人一人は、いわゆる「シャチハタ印」しか携行して
おりません。署名簿の「署名」は「自著」でさせますが、「押印」は一括して
総務部で、該当する者の印を押印してもよろしいですか？
- A ご質問の主旨は、「署名簿への押印を署名者本人以外の者が押印して良いか」
ということですね。
これにつきましては、署名簿への押印は必ずしも署名者本人が押印する必要は
なく、押印が署名者の意思に基づいて行われている限りはその署名は有効です。

次のような判例があります。(広島高等裁判所判決昭和25年12月23日)
「署名簿への押印については、自己の意思に基づき他人を機関として同人をして自己の印章を押捺せしめてもこれを無効とする理由はない」

「署名者の意思」に基づいているか否かが問題であり、疑わしいときは選管は直接、本人に確認をとることとなっております。

なるほど ザ・住民発議その38 KM

Q 37を「なあって、マレなケースじゃないか。関係ないだろ」と思ったアナタ読みが浅いっすよ。

完全に「自署、自分で押印」が要求されるとなると、請求代表者から署名収集受任者への「委任状」も「自署、自分で押印」が要求されることになるんすよ。請求代表者が7名(予定)が、1000人分(予定)の委任状っすよ。

1分間に1人が自署捺印しても、1000人分は17時間かかるんすよ。これが7人とすると、延べ119時間(約5日間不眠不休で)でっせ〜。とてもやってられまへん。委任状の氏名は印刷、押印は代理 これでも相当、時間がかかりまんな。

ミスも生じまっせ。氏名と押印が違うとか〜。

「請求代表者が複数ある場合に、氏名と押印が取り違えられていたとしても無効とする理由はない」という判例があるからいいんですが……。(^;)

なるほど ザ・住民発議その39 KM

Q 街頭で署名をし、認印を持っていなかったのに、拇印を押そうと思ったら、たまたま、同一の姓の方がいて、その方は認印を持っていました。私の印とほとんど同じなので、その方の認印を私の署名のところに押印してもいいですか？

A 「鈴木」とか「佐藤」とか世間に多い姓の場合に、こういうケースが生じますね。

これは「無効」とされています。

(行政実例昭和28年8月25日選挙部長回答)

「たまたま同一姓であったとしても、他人に自己の印を使用させることは通常あり得ないことであるから、同一姓であるが同一家族でない者にまで同一の印を押したものは無効とすべきである」

なるほど ザ・住民発議その40 KM

Q うちの会社の社長は署名ボランティア（署名収集受任者）です。
社員である私たちに「住民発議ってのは公職選挙法に触れないからな
何をやってもいいんだよ。キミたち、署名しないと減給するからネ」
と言って署名を強要します。私はこんなこと言われてまで署名したく
ありません。なんとかなりませんか？

A 住民発議は「公職選挙法」の適用を受けないというものの、地方自治
法の適用は受けます。

地方自治法第74条の4

合併協議会設置の請求者の署名に関し、次の各号に掲げる行為をした者は
4年以下の懲役若しくは禁固又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 略

(2) 略

(3) 署名権者若しくは署名運動者又はその関係のある社寺、学校、会社
組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄付その他特殊の利害
関係を利用して署名権者又は署名運動者を威迫したとき。

ご質問のケースのように、社長という地位を利用して署名を強要すること
は禁じられています。

お寺さんが檀家に対して「法要をはからいますから」といって署名を収集
するのも違法です。

調停委員が「調停で手心を加えますから」といって、調停関係者に署名を
依頼するのも違法です。

なるほど ザ・住民発議その41 KM

Q 私は大企業に勤務し、署名ボランティア（署名収集受任者）です。
会社で署名を集めようと思って、手のすいた時間に署名簿を持って
各課を回って署名を集めていたら、総務部長、人事部長、および
私の担当部長、課長おそろいで呼び出しがかかり、「勤務時間中の
署名活動の禁止」を申しつけられました。

勤務時間中はダメと言われたら、実質的には「お昼休み」しか使えません。

我が社では外へ食事に出る人が多くて、昼休みでは話になりません。

署名簿を預けておいて、「ヒマな時に書いてね」は禁止されているし
どうしたらよいのでしょうか？

A 署名活動はあくまでも「住民の自発的な活動」であるので、会社によっては
「勤務時間中の署名活動は禁止」とするところが出てきても、違法では
ありません。生命保険の勧誘のおばちゃんたちを勤務時間中はオミットして
いるのと同じです。

署名簿と署名収集受任者は一緒について回らなければならないので、会社で集めようとする、受任者の方は仕事にならなくなる恐れがあります。会社での収集活動は、勤務時間外が原則で、事前に総務部や人事部の了解を得ておくのが望ましいでしょう。

「受任者が有給休暇をとって会社で集める」というのは好ましくありません

なるほど ザ・住民発議その42 KM

問答集の訂正

公務員の住民発議への参画について、清水市企画調整課より訂正の回答がありましたので、お知らせいたします。

まず、公務員は「請求代表者」になることはできませんが、「署名収集受任者」とするには、「署名収集活動が政治的な活動であるか否か」で判断されます。リコールの直接請求と異なり、「合併協議会設置を求める住民発議」が「政治的な活動であるか否か」は、住民発議が実施されて初めてわかることであり、事前段階で「政治的な活動であるか否か」を決めてかかることはできません。この意味で「合併協議会設置請求書」の「主旨」は、住民発議の性格を決定する上で非常に大事な文章となります。すなわち現段階において、「合併協議会設置を求める住民発議」の署名収集に公務員が参画することの是非は回答できないというものです。

署名自体は、選挙の投票と同じですので、公務員の方も署名をすることはできます。(この点が前回の回答で間違っていた)

公務員の中でも「先生」(国立公立の大学、高校、小中学校、幼稚園の教授や教諭)は、いかなる場合も「署名収集受任者」となることはできません。保育園の保母さんは「教諭」ではありませんので(教諭は文部省管轄、保母は厚生省管轄)署名収集受任者となってよい場合があります。しかしながら「先生」も署名をすることはできます。国公立学校の事務職は、先生ではありませんので他の公務員と同じ扱いです。

なるほど ザ・住民発議その43 KM

Q 修善寺町のリコールは、請求者側も受ける側の議会側も「政治団体」と認定され、静岡県知事選挙中の活動の制限を受けたと聞きました。

「合併協議会の設置を求める住民発議」の請求者及びその活動団体は同じように「政治団体」として認定されるのですか？

A ひとくちに住民からの「直接請求」といっても、

- 1、条例の制定又は改廃請求
- 2、事務監査請求

3、議会の解散の請求

4、議員及び長等の解職の請求

などがあり、それぞれが細かく規定されています。

特に「リコール（議会および長の解散、解職の請求）」には厳しい規定があります。解散や解職を求めるといのは形式自体が「政治的」なもので、その「意図」がきわめて精練潔白なものであっても、その手続きを行うこと自体が「政治活動」とみなされます。

いくら「聖人君子」が「純粹無垢な愛情」をもって「18才未満の少年」に接しても、ある「条例」により罰せられるのと同じです。（例が悪い）

「住民発議制度」とはこのことば自体で、「当該市町村長に対し、合併協議会の設置を請求する直接請求制度」のことですが、その手続きが「政治的」なものであるかどうかは、「請求者の活動」で判断されます。（清水市企画調整課の質疑に対する自治省の回答）

すなわち、「住民発議の請求者（団体）を事前に政治団体として認定することはできない」とするものです。政治的な活動であるか否かは「裁判」より決まります。

例えば、「公務員の一般職」の方は「署名収集受任者」になってはいけないという規定はありませんが、署名活動が終了して、「あの活動は政治活動ではないか」という訴えが起こされ、裁判により「政治活動である」となると「公務員の政治活動への参画を禁止」した地方公務員法に抵触し、その公務員の方は罰せられます。このあたりはまだまだ法制度の不備であろうと思われま

なるほど ザ・住民発議その44 KM

Q 私、地元の女子大生でえ～す。清水JCの人とはTELでなんどかお話したコトありまあ～す。（関係無いだろ）

あたしい、清水に住民票あるんですけどお、電気とかガスとかあ水道とかあ、NTTとかあ、公共料金払ってないんですけどお署名してもいいですかあ？

アッ ウチの姉も質問あるそーです。

ちょっと あんた！ 変なこと話さないでちょうだい。

あっ たいへん失礼いたしました。そのう わたしたち 実は大変、困ってるんです。何を困っているかですって？

ほんとに困っているんです。私はきちんとお給料をいただいているんですけど、生活費が足りないんです。それで、市民税とか

所得税、健康保険料などすべて払った事無いんです。

源泉徴収されている？ ですか？ 私たちの勤め先はたいへん厳しくて、社員はすべて「外注扱い（個人事業主扱い）」で、源泉徴収されていないんです。それで私たちは自分で申告しなくてはならないんですけど、面倒くさくて申告したことないんです。督促状が市役所や税務署や社会保険事務所から来ますけど、全部捨てています。こんな私たちですけど、署名していいですか？

A すごい方たちですね。電気とかガスとか水道止められているんじゃないでしょうか。

要するに質問の主旨は「公共料金を滞納しているが、署名は有効か」ということですね。

選挙管理委員会といっても役所ですから、チェックが入ったときに「こいつは公共料金を払っていない」などと指摘されることを、恐れているのではないのでしょうか。

ご安心ください。「署名は有効」です。「署名収集受任者」になることもできます。公共料金や税金などの納付と、署名とはまったく別ですし、実際のところそこまでチェックできませんから、安心してください。

なるほど ザ・住民発議その45 KM

Q 請求代表者の押印は「印鑑証明登録印」でなくてはいけませんか？

A 請求代表者の押印も、一般の署名と同じく「認印」で結構です。

請求代表者が押印しなくてはならない書類は次のものです。

- 1、請求代表者証明書交付申請書（様式任意）
- 2、合併協議会設置請求書（第1号様式）
- 3、署名収集委任状（第4号様式 受任者の数だけ必要）
- 4、署名収集委任届出書（第5号様式 受任者の数だけ必要）
- 5、合併協議会設置請求署名収集証明書（第7号様式 本請求の時提出）

上記に「本請求」と出てきますが、これについて説明しますと、署名収集期間が終わり、5日以内に請求代表者は選挙管理委員会へ署名簿を提出します。これを「仮請求」といいます。

署名簿の審査が終わり、署名簿が請求代表者へ帰ってきて、今度は「合併協議会設置請求書」「署名簿」「合併協議会設置請求署名収集証明書」を、市町村長に提出します。これを「本請求」といいます。この「本請求」をもって、住民側の手続きは終了し、後は「市長」「議会」の

やりとりとなります。

なるほど ザ・住民発議その46 KM

Q 私は文字を読んだり、書いたりすることができません。(文盲)でも、住民発議の主旨はよくわかりました。署名をしたいのですがどうしたら良いですか？

A このような方のために「代筆」という欄が設けられています。代筆をする方は、「署名権者」(署名をする人)から依頼を受けた人であればよく、その署名簿の「署名収集受任者」である必要はありません。

もし、署名をする人の依頼もなく、勝手に代筆をした場合はかなり重い罰則が設けられています。選挙管理委員会では代筆の場合は「署名権者」に署名の意志があったかどうか確認をしますので、注意が必要です。

なるほど ザ・住民発議その47 KM

Q 署名簿の第3段には「署名年月日」を記載する欄がありますが、私どもの会社では、外部に出る名前の記載順序がうるさくて、署名する位置(署名簿に記載する場所)を、あらかじめ割り振って署名してもらったところ、署名年月日が前後してしまいました。これは有効でしょうか？

A 「署名年月日」を記載するように求められている理由は、「署名簿の第2段に記載された一連の番号と相まって、署名の順序や署名の適正さを示すためのもの」であります。

したがって、

「署名簿の個々の署名に一連の番号が施されている以上、個々の署名の署名年月日が前後して一連の番号の順序と一致しない点があるとしても、これのみをもって直ちに署名の連続性を欠くものということはできない」

(新潟地裁判決昭和28年12月24日)

と、されています。

しかしながら、合併特例法第4条に記載されている、

「……その総数の50分の1以上の連署をもって……」

の、「連署」の見解に、「署名は連続してなされなければならない」というものもあります。署名収集受任者が対面で署名を集める以上、

飛び飛びに記載させる、ということは通常はありません。
記載順序を割り振りたいのなら、その順番に署名してもらえば良い、
という解釈です。

清水方式では、ご質問のような署名収集のしかたは遠慮というより
禁止したいですね。

なるほど ザ・住民発議その47 KM

Q 私はいったんは署名に応じましたが、よく考えてみたらその主旨に
賛同できなくなりました。署名を取り消したいのですが、どのように
手続きをしたら良いですか？

A 自治令第95条によれば、署名簿に署名した場合であっても、請求
代表者が署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出するまでの間は、
請求代表者を通じて、当該署名簿の署名及び印を取り消すことが
できる、とされています。

【期限】

署名簿を選挙管理委員会へ提出するときまで

【手続き】

署名及び印を取り消すには「請求代表者を通じて」行うことが必要
であり、署名者が直接、選挙管理委員会へ申し出ても、その署名の
取り消しは無効であります。

すなわち、「署名者本人が請求代表者に申し出て、署名簿の署名を
自ら抹消すること」が必要であります。

「署名の抹消を郵便または電話で申し出ただけで、自ら抹消しなかった
場合には、署名取り消しの手続きを履践したものとはいえない」

(秋田地裁判決昭和61年3月24日)

請求代表者は署名者から取り消しの申し出があるときはこれを拒むこと
はできず(昭和31年5月12日行政課長回答)

請求代表者が取り消しを拒んだ場合には、正規の手続きによらない署名
収集として、全体の署名が無効になるものと考えられています。

したがって、「署名者は署名の取り消しの権限を第三者に委任すること
はできない」(昭和33年1月17日選挙局長回答)

例外として、

「署名者において、署名簿の所在がわからないときは、自ら署名及び印を抹消することができないから、署名の取り消しをする者は、請求代表者に取り消しの申し出をするとともに自ら署名収集受任者のものにいたり署名の抹消を申し出れば足りる」

(昭和33年1月11日選挙局長回答)

とされています。

なるほど ザ・住民発議その49 KM

- Q 私は現在、署名収集受任者となる申し込みをしている者でミス清水にも応募しています。一次審査の感触ではミス清水に選ばれる可能性が大きいと思います。その場合に、署名収集受任者となったり、署名簿に署名したりしても構いませんか？
それをもってミス清水を取り消されると困ります。

- A アルバイトでもパートでも
臨時の職員は「公務員」であることに間違いありません。

「ミス清水」は「臨時の公務員」か否かということですが、市から委嘱され、清水市のPR活動をしたりするのですから、臨時の職員とも判断されます。「署名収集受任者」にはならないほうが良いと思います。「署名」をすること自体は問題ありません。

この意味で、市から委嘱されている公職の多い方（例えば連合自治会長）は、「署名収集受任者」とならないほうが安全です。

なるほど ザ・住民発議その50 KM

- Q 署名活動が始まってから、ある程度署名を収集した受任者の方がプールでおぼれてしまい死亡してしまいました。この方が収集した署名簿はどのように扱われるのですか。

- A 署名収集受任者は、今回の住民発議の例では、清水市長選のために7月19日に登録される選挙人名簿に登録されていることが必要です。

この後、署名開始の8月22日までに受任者の方が死亡してしまった場合は、委任ができませんし、署名も実質的には収集できませんのでこの方の署名簿はボツとなります。

さて、署名開始後にある程度、署名を集めた後に受任者の方が死亡してしまった場合ですが、これは生前に集めた署名が有効

であると解釈されます。

なるほど ザ・住民発議その51 KM

Q 8月23日に署名をした方が8月24日に死亡してしまいました。
この方の署名は有効ですか？

A 署名者の資格は、6月1日以前に転入してきて9月2日の定時登録
に登録されていることが必要です。
ご質問の場合は、9月2日の定時登録時には抹消されていますので
この方の署名は「無効」です。

なるほど ザ・住民発議その52 KM

Q 7月18日付け 日本経済新聞朝刊 静岡版に、「合併協議会設置請求書を
選挙管理委員会へ提出」と書いてありますが、合併協議会は選挙管理委員会
が設置するのですか？

A この記事は誤りです。「合併協議会設置の請求」の請求先は「市町村の長」
です。

主な書式の提出先をまとめてみます。

- ・合併協議会設置請求書（提出予定日8月18日）・・・市町村の長
- ・請求代表者証明書交付申請書（" 8月18日）・・・市町村の長
- ・署名簿の仮提出（提出予定日9月26日）・・・市町村の選挙管理委員会
- ・合併協議会設置の本請求（予定日10月下旬）・・・市町村の長
- ・署名収集委任届・・・市町村の長 及び
選挙管理委員長

逆に行政側から交付される様式は次の通りです。

- ・請求代表者証明書（交付予定日8月22日）・・・市町村の長
- ・合併協議会設置請求署名審査録（同10月下旬）・・・選挙管理委員会全員

なるほど ザ・住民発議その53 KM

Q いろいろな様式の中で、請求代表者の住所は「市町村名」からの記載
なのに、「署名収集委任状（第4号様式）」や、「委任届（第5号様
式）」の、「受任者の住所」の欄だけはどうしても「県名」からの記載
なのですか？

A 手続き的には、「委任状」と「委任届」は、「請求代表者証明書」が
発行されないと作成することができません。請求代表者が確定しない
からです。今回の例でいいますと、8月22日にならないと正式に委
任をすることができません。

「署名収集受任者」の資格は、7月19日の清水市長選挙の選挙人名簿に載っていればいいので、その後に他県へ転居した方でも受任者の資格はあることとなります。(署名の資格はない)

受任者の住所は8月22日の委任をする時点での住所を記載するのでこの段階で、他県に転居している方の場合は、その住所を記載するので、「県名」からの表記となっています。

選挙管理委員会では、その転居先の役所へ問い合わせ、7月19日に清水市民であったかどうかを確認することとなります。

請求代表者がこの手続きの途中で転居した場合は、住民発議はその時点で終了となります。(請求代表者の死亡と同じ)

今回は7名いるので、転居者が発生した場合は、その方を抹消する手続きとなります。全員が市外へ転居した場合はその時点で終了です。

なるほど ザ・住民発議その54 KM

Q 署名収集受任者あるいは請求代表者の中の一人が、署名収集期間中に刑事事件により逮捕されてしまいました。署名簿や署名活動はどのような影響を受けますか？

A まず、署名収集受任者の資格は7月19日に確定するので、署名活動直前に逮捕されて、その後に釈放された場合は署名収集活動を行うことができます。署名活動が開始してから逮捕された場合も同様ですが刑が確定していないので、実質的には資格を審査することができず、直ちに「無効」と判断する根拠がありません。

委任を取り消す手続きは、合併特例法には規定されていません。

請求代表者の場合も同じです。

請求代表者を取り消す手続きも、合併特例法には規定されていないので、清水市選管と話し合いで決めることとなります。

請求代表者の不祥事は、署名活動の無効を求める訴訟を起こされる可能性があります。訴訟が起きた場合は、判決が確定するまで手続きがストップする恐れがあります。

なるほど ザ・住民発議その55 KM

Q 私が行きつけの飲み屋の女の子に住民発議のことを話たところ、快く「署名収集受任者」になってくれました。この子はお店で

お客に署名を求めたり、客引きのために旭町に立っていて署名を集めたりしそうですが、よろしいでしょうか？

- A 「業務中の署名収集活動」については、特に規制されていません。パブの女の子が客の隣りに坐って署名を求めても、直ちに「違法」ということはありません。正式に署名収集の委任を受けた方が、旭町の通りに深夜に立って署名を求めても、直ちに「違法」ということはありません。

この女の子の店の経営者（雇用者）と、女の子（使用人、従業員）との「雇用契約」、または、女の子が「個人事業者」の形態をとっている場合は、「業務委託契約」の範疇の問題となります。

「住民発議の署名活動」といえども、請求代表者から正式に委任を受け選管に正式に届出を行った、りっぱな「委任契約による業務」ですから「他の業務中に行って良いか」というと、それは本来の業務を発注している方と、本人との契約内容・仕事の発注者の了解が必要、ということになります。

これは「会社の社員」でも同様です。

なるほど ザ・住民発議その56 KM

- Q 合併協議会設置請求にはいろいろな手続きがありますが、請求代表者がいつも7人も揃うのは忙しくて難しいので、代理人が手続きを代行してもよろしいですか？
- A 合併協議会設置請求のような手続きは、民法第4章に規定された「法律行為」です。「印鑑証明書の発行」とかの手続きも「法律行為」で、本人がその行為を行えない場合は、代理人に委任します。

今回の場合は、請求代表者が7人いるので、いろいろな手続きには、請求代表者本人が出席しなくてはなりません。本人がやむをえず欠席する場合は、代理人に委任します。

なるほど ザ・住民発議その57 KM

- Q 市長選の後の記者会見で、宮城島清水市長は、住民発議が上がってきて小嶋静岡市長が議会に付議する旨の回答をした場合でも、清水市では議会に付議しない事をにおわせる発言をしたそうですが、そのようなことができるのですか？
- A 合併対象市町村（静岡市）の長（小嶋市長）は、清水市長から通知を受け意見を求められた際に、「議会に付議しない」旨の回答をすることがです。

この場合は、住民発議の手続きはここでおしまいとなります。

合併請求市町村（清水市）の長（宮城島市長）は、静岡市長から「議会に付議する」旨の回答を受けた場合には、通知を受けた日から60日以内に議会を召集しなくてはなりません。

ですから、小嶋市長が付議する旨の回答をした場合は、宮城島市長は議会に付議しない、ということではできません。

しかしながら、意図的に「議会を召集しない」あるいは「合併協議会設置協議に関する議案」を提出しない、ということとは考えられます。

この場合は、合併特例法第4条第5項違反となりますが、罰則は規定されておられません。

これは合併対象市町村においても同様です。「法律の通りに行わなくても罰則規定はない」このことは、合併特例法の不備として指摘されておりますが、各々の長がこのように意図的に法律に従わない場合は、政治的な責任を負う、と考えられております。

こんなことを平気でやる市長を、市民は許してはいけません。

なるほど ザ・住民発議その58

Q 署名収集受任者は、署名収集委任届が役所へ提出され、受理されないと、署名収集を開始することができないのですか？

A 合併特例法施行令第2条第3項には次のように規定されています。

「請求代表者は、前項の規定により署名及び押印を求めるための委任をしたときは、直ちに委任を受けた者の氏名及び委任の年月日を文書をもって当該市町村の長及び市町村の選挙管理委員会に届け出なければならない。」

ここに規定される「直ちに」とは、「能う限り速やかに」の意味であり、具体的に何日までと限定することはできませんが、

「少なくとも署名簿を選挙管理委員会に提出するまでの間において能う限り速やかに」の意に解すべきである（昭和27年2月20日 地方自治庁次長・全選事務局長連名回答）と、されています。

委任届が必要な趣旨は、選挙管理委員会が署名の効力を判断するに際し適法に委任を受けた者が集めた署名であるかどうかを調査するためのべ、便宜に過ぎず、委任の届け出が署名簿提出後に行われても、選挙管理委員会の署名の効力の審査前に届け出があった場合は、「直ちに」行われたものといえないとしても、その違法はそれだけで署名の効力を左右するものとはいえない。（昭和28年6月9日大津地裁判決）

したがって、選管が署名簿を審査して、委任届の未提出を発見した場合に、請求代表者に連絡し、委任届の提出を促すとともに、事後その届出があった場合は、審査前にその届け出があった場合に含ませて解する当である。(大阪高裁判決昭和46年3月11日)という判決もあります。

したがって、署名収集受任者は、署名簿を受け取ったら、委任届の提出未提出の如何に関わらず、署名収集活動を開始してよろしいこととなります。

なるほど ザ・住民発議その59 KM

Q 署名者のプライバシーは確保されるのでしょうか？ 住所・氏名・生年月日が他へ漏れることはありませんか？

A 署名簿は選管の審査の後に、「縦覧」という手続きが行われます。これは、署名簿を広く一般市民の方々に公表するという手続きで、7日間行われます。具体的にいうと、清水市役所のある会議室またはロビーで署名簿本体全部が公表されます。修善寺のリコールの際も行われました。

したがって、署名者の情報は公開されるとご理解いただきたいと思います。

これは直接請求の手続きの趣旨からいっても、署名者の氏名等を秘匿するという事は、逆に不当・不正な署名を認める結果になる恐れがあるからです。

なるほど ザ・住民発議その60 KM

夏休み中だった「なるほど ザ・住民発議」、署名開始に向けてまたいきますよ！

Q 今回の住民発議では合併対象が「静岡市」のみですから、「静岡市を合併対象市とする合併協議会の設置請求」として、「合併対象市町村」というのを、「市」で済ませて良いのではありませんか？

A ご質問の通りであります。法律の様式では特定できないので「市町村」としておりますが、今回の場合は「静岡市」と特定されておりますので、「合併対象市町村」を「静岡市」、「合併請求市町村」を「清水市」と特定して記載してよろしいことになっております。それでは、私たちが作成した様式は誤りかということではなく、事前に

選挙管理委員会の確認をいただいておりますので、「清水方式」では「合併対象市町村でいこう」ということになっております。

なるほど ザ・住民発議その61 KM

- Q 縦覧期間終了後で本請求の後の署名簿は、「情報公開請求」などで開示を求めることができますか？
- A まずそのときは誰が署名簿を管理しているかといいますと、審査時は「選挙管理委員会」で、本請求の後は「総務部」が管轄となります。直接請求の手続きの主旨からいいますと、広く開示するために「縦覧期間」を設けておりますので、ここで「情報の開示」が行われたと判断され、それ以降は清水市役所の判断ですが「個人のプライバシーの保護」を名目に「署名簿の情報の開示」は行われないと予想されます。

なるほど ザ・住民発議その62 KM

- Q 縦覧期間中の署名簿は、例えば7日間通い詰めて一般市民が写しを作成することはできますか？
- A 選挙人名簿の開示と同じ手続きですが、機械的な方法でコピーをとることはできませんが、「書き写す」ことについては禁止する法律的根拠がありません。

<表示終了>

なるほど ザ・住民発議その63 KM

- Q 縦覧期間終了から請求代表者への署名簿の返付までの期間について法律で定められておりませんが、具体的にはどのような手続きとなるのでしょうか？
- A たしかにこの期間については定められておりません。「直ちに」と解釈されます。

なるほど ザ・住民発議その64 KM

- Q 昭和52年8月30日生まれの方が、8月22日に行った署名は有効でしょうか？
- A この方は、8月22日の段階では満20才ではなく、未成年となり選挙権はなく、法律行為はできません。ですから、この方が誕生日以降に行った署名は有効ですが、誕生日前に行った署名は無効となります。

もし、このような署名を発見したら恐れ入りますが、署名のやり直しをしていただけてください。

なるほど ザ・住民発議その65 KM

Q 署名活動は9月21日（法定では22日）まで行っているのに、どうして昭和52年9月3日以降生まれの方は署名できないのですか？

A 選挙権を有する者の数は、「定時登録（9月2日）」または「選挙時登録」（今回の清水市の場合は市長選挙 7月19日）のつど告示されます。今回の住民発議に署名できる「選挙権を有する者」とは、9月2日の定時登録に登録されていることが必要です。したがって、昭和52年9月3日以降生まれの方は、たとえ満20才になっても、9月3日から21日までの間に署名しても無効となります。

なるほど ザ・住民発議その66 KM

Q 公益法人であり、主務官庁が静岡県である社団法人清水青年会議所が直接請求である住民発議を実施することは問題が無いのですか？
たしか定款で政治活動は行わないと規定されていると思いましたが。

A まず住民発議が「政治活動」であるか否か、という点についてはなにしろ平成7年に施行された法律であるので、現在までに判例も無く、自治省も静岡県も明確な回答を避けております。首長や議員の首を切る請求である「解職請求：リコール」は、政治活動と規定されており、これを実質的に行っている請求代表者を含むグループは「政治団体」と指定され、選挙期間中などは様々な規制を受けます。

さて、清水JCの定款では次のように規定されております。

「第4章 第4条 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない
2 この法人は、特定の政党のために利用しない。」

青年会議所の社会開発事業を突き進めていくと、政治についてコメントしなくてはならなくなり、政党ともコンタクトをとらなくてはならなくなってまいります。このあたりが非常に難しいところであります。

さて、「合併協議会設置を求める住民発議」は、協議会の設置を求めているだけなので、この主旨そのものは政治色が無いものであります。ただ、その活動が、 党ののぼりを立てて街頭PRをやったり、××党の鉢巻きをして戸別訪問をやったりすると、後で訴訟になった時に「あの活動は政治活動と認定される」と判断する可能性があります。現在のところ、清水JCののぼりや腕章はしても、 党などの名前が出ていないので、政治活動であるとは認定されないと確信します。

公益法人が住民発議の実質的な事務局となって実施する件については上記のような理由により、きわめて政治色の無い活動であるのでいくつかのJ Cでも前例がありますが、問題となっているところはありません。

なるほど ザ・住民発議その67 KM

Q 署名収集受任者（署名ボランティア）が、個人的な理由により受任者を辞退して他の人に引き継ぐことになりました。
受任者側で、署名簿に綴り込まれている「委任状（第4号様式）」を訂正して署名収集活動を継続しても良いですか？

A 委任状の訂正には請求代表者の訂正印が必要ですので、受任者側にて委任状を訂正することはできません。
このような場合は、辞退する受任者の方の署名簿は請求代表者へ返付していただき、引き継ぐ方の署名簿は新しく発行してもらってください。

なるほど ザ・住民発議その68 KM

Q 「委任状（第4号様式）」や「委任届（第5号様式）」には請求代表者の印が押印してありますが、委任を受けた人（受任者）の印は必要ないのですか？

A これは「委任契約」なので、委任をする人（請求代表者）と委任を受けた人（受任者）の双方の意思確認のために、両方の押印が必要ではないかというご質問の主旨だと思いますが、直接請求の手続きに限っていうと、手続きの行為者は、「役所 対 請求代表者」なので、委任状も委任届も請求代表者の押印があればその要件を満たしていることとなります。

民法で規定されている「委任契約」が正しく履行されるか否かという点は、「合併特例法」や「地方自治法」の範疇ではないので、今回の清水J Cでは、「承諾書」という書式を作成して、「委任契約」の細かな内容について受任者の同意を得るようにしています。この「承諾書」には受任者の押印をいただいております。

なるほど ザ・住民発議その69 KM

Q 署名を収集に行ったところ、ご主人が不在の家族の分を代理署名したいと申し出ました。家族の署名の意思は確認しているとのことですが、これは有効でしょうか？

ご家族の方が代理署名をすると、署名者と代筆者が同一の印になる場合もありますが、こういう時は署名収集受任者が代筆をした方が良いでしょうか。

- A 地方自治法第74条第6項に代筆について規定されています。なお、この規定は合併特例法第4条第11項により、次のように読み替えます。
(これが話をややこしくしているのだ)
「選挙権を有する者は、身体の故障又は文盲により合併協議会設置の請求者の署名簿に署名することができないときは～」

代筆が認められるのは「身体の故障又は文盲」と規定されていますのでただ「不在である」というのは理由として認められません。したがって代筆の要件を満たしていないので「無効」とされます。

なお、代筆ができる者の要件として、「合併協議会設置の請求代表者及び当該代表者の委任を受けた者は除く」とされていますので(同条)署名収集受任者の代筆は無効となります。

これは、公職選挙法の「在宅投票制度」を念頭に置かれたもので、署名を収集する者が代筆をすると意図的に署名数が増やされてしまうのを防ぐためであります。

なるほど ザ・住民発議その70 KM

- Q 破産宣告を受けた人が署名をしたいと申し出たのですが、これは有効ですか？ もし、選管の審査で無効となると、その旨が明らかになってしまってプライバシーの侵害になったりしませんか？
- A かつては破産者には選挙権・被選挙権が認められていなかったのですが昭和21年の地方制度改正により、破産者にも選挙権・被選挙権を認めることとなりました。

したがって、この方の署名は有効となります。

なるほど ザ・住民発議その71

- Q 禁治産者の署名は無効と聞きましたが、準禁治産者の場合はどうなるのですか？
- A まず、禁治産者、準禁治産者の定義を述べます。

民法第7条 しばしば心神喪失の状態におちいる者については、家庭裁判所は、本人・その配偶者・四親等内の親族・後見人・保佐人または検察官の請求に基づいて禁治産の宣告をすることができる。

民法第11条 精神活動能力が常人より劣る者(心神耗弱者) および、やたらに無駄遣いをする者(浪費者)は、準禁治産者とし、これに保佐人をつけることができる。

禁治産者には選挙権がありませんが、準禁治産者については認められておりますので、準禁治産者の署名は有効となります。

なるほど ザ・住民発議その72 KM

Q 交通違反により免許停止の行政処分を受けている最中の者ですが署名をしても良いですか？

A 選挙権の欠格要件については公選法11条、252条、政治資金規正法28条において規定されていますが、

- ・禁固以上の刑
- ・収賄罪

ついて規定されています。特に収賄行為で公務の廉潔性を害するような行為をする者は選挙民の信頼を裏切ることとなるので、「刑の終了後5年間公民権を停止する」と厳しい制限が規定されています。

交通違反などの行政処分や罰金刑は選挙権の消極要件とされていません。

なるほど ザ・住民発議その73 KM

Q 8月22日に署名した者ですが、9月5日にテレクラで未成年と性的関係を持ったため県条例違反で逮捕されました。この者の署名は有効ですか？

A 選挙権の消極要件には、

「～の刑に処せられ……」と規定されています。つまり刑が確定するまでは公民権は停止されないと判断されます。このケースの場合は、9月2日の選挙人名簿登録は逮捕に関わらず有効であるため、この方の署名は有効となります。

万が一、この方が請求代表者で、禁固以上の刑が確定した時に、まだ住民発議の手続きが進行中の場合は、請求代表者の資格を喪失するため、請求代表者変更（抹消）の手続きが必要となります。

もし、この欠格要件の確定が署名簿提出前の時は、すべての署名簿を訂正しなくてはなりません。

なるほど ザ・住民発議その74 KM

Q 合併のメリット・デメリットはいま議論しないのはわかりましたがこの署名をする、また合併協議会を設置することのメリットは何なのですか？また、デメリットは何なのですか？

A たしかに署名を求めているのですから、署名していただ方に、「署名の

メリット」を理解していただかなくてはなりませんね。

この事は、署名簿に添付されている「合併協議会設置請求書」の中の「請求の要旨」に端的に表現されています。

さらに、これを平易に表現すると、

- 1、清水市と静岡市は地理的にも近接し、両市民の緊密な関係は今後も深まると予想される。
- 2、地方分権はますます本格化してきている。
- 3、私たちは次代を担う子供たちの将来に責任を有し、この地域の将来についての方向性についても責任がある。
- 4、清水市と静岡市の合併問題は永年討論されているが、真剣な議論は皆無である。
- 5、子供たちの次代のこの地域の将来像について、いま、合併問題についてひとつの結論を出すべきである。
- 6、たとえ合併という方向性が出なくとも、この議論を行うことが両市の将来について大きなプラスとなる。
- 7、ゆえに合併協議会の設置を請求する。

署名をしていただく方のデメリットですが、書きたくはありませんが
あえて書きますと次のようなものでしょうか。

- 1、合併に反対の方の場合は、合併協議会で反対意見をクローズアップするという面はあるが、全体として合併を前提として議論が進むのはやむを得ない。
- 2、住所、生年月日が白日のもとにさらされる。(いやな人はいるかも)

なお、静岡市民の間から「清水市からリクエストされて協議会を設置するなど税金の無駄使いではないか」との意見がある模様ですが、賢明な市民の方は大きな無駄遣いをやめるための議論であることをご理解いただけたらと思います。

なるほど ザ・住民発議その75 KM

- Q 合併協議会の枠組みは両市議会で決定するということですが、そもそもこの件に対して乗り気でない議員さんも多いと聞きます。いくら住民が要求しているとはいっても、乗り気でない市議会議員に結果をゆだねるというのはおかしいのではないのでしょうか。今の市議会議員は選挙の時にこのことが大きくは話題になっていないので、公約にはなっていないし、これほど世間を揺るがす議題について、いくら選挙で選ばれたとは

いっても住民の意見を代表しているとは思えない議員さんに協議会の設置から議論までまかせるとするのは納得がいきません。

A 「住民自治」には次の二つの柱があります。

- 1 , 地域の住民が、自らの代表者を選定し、これに地域の政治（行政の目標及び政策の選択）と行政（政策の執行・管理）を託す 間接民主制
- 2 , 特定の場合には、住民が個別政策の決定等に直接参画する 直接民主制

現行の住民自治制度は、昭和22年5月3日に日本国憲法とともに施行されておりますが、住民が持つ権限は、原則として、「代表者選出権」であって住民かせ選出された議員及び首長が、地方公共団体の政策についての最終的意思決定権を持ち、住民は、彼らに政策選定についての決定権を白紙委任するという代表民主制（間接民主制）であります。

なお、住民からの直接請求制度はこの時、同時に施行されております。

ご質問の疑問は、いくら間接民主制とはいえ、地域の大問題に決定権を一部の人間（議員）に白紙委任するのはおかしいではないか、という事だと思っておりますが、地方分権推進委員会の第二次勧告に、住民からの直接請求があった場合は、議会は合併協議会の設置を否認できず、また、合併の賛否について

住民投票（直接民主制）を導入する案が盛り込まれております。

これは、合併が進むことにより直接利害が及ぶ首長及び職員及び議員に決定権をゆだねる無理を、地方分権推進委員会も認めているからであると思われま。

市町村の合併についての政策決定までは議員に委任していない、という事であれば、住民の側から「合併の賛否についての住民投票を実施する条例の制定」を求める直接請求は可能であります。原発や米軍基地の問題における直接請求はこの手順で行われています。

いずれにしても、今回の住民発議が地方自治制度を住民の側が今一度、見つめ直し、考え直す機会となれば、今後の住民自治にとって大きなプラスとなるでしょう。

なるほど ザ・住民発議その78 KM

Q 署名簿は選管の審査終了後に縦覧という手続きがありますが、これは誰に縦覧するのですか？ 例えば清水市以外の人でも見ることはできるのですか。

Q 署名簿の署名に対し異議がある場合は異議申し立てができますが、この

申し立てのできる人は誰ですか？

- A これについて地方自治法第74条の2 では同じ「関係人」という用語を使用していますが、それぞれは指すものが違うと解釈されています。

地方自治法第74条の2 第2項

市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、その日から7日間、その指定した場所において署名簿を「関係人」の縦覧に供さなければならない。

地方自治法第74条の2 第4項

署名簿の署名に関し異議があるときは、「関係人」は、第2項の規定による縦覧期間内に当該市町村の選挙管理委員会にこれを申し出ることができる。

これに対し行政実例では次のようになっています。

(昭和26年9月10日)

本項第2項の「関係人」とは、選挙人名簿に登載されている者全部を指し、同条第4項の「関係人」の範囲は、請求代表者、請求代表者の委任を受けた者、(被解職請求者)、署名者、他人に自己の名を偽筆された者等署名に直接利害関係のある者も含むが、選挙権を有する者であっても署名せず且つ他人に自己の名を偽筆されない者等当該署名に直接の利害関係を有しない者は異議の申し出をすることはできない。

つまり、縦覧できるのは「清水市の有権者」に限りますが、現実的には縦覧の際に清水市の有権者であるか否かをチェックするのは難しいので縦覧の受付において「住所・氏名」の記載を求めることでそれに代えるそうです。(清水市選管回答)

このあたりは、「選挙人名簿に登載されていれば合併請求市町村である静岡市の有権者でも縦覧しても良いではないか」という面倒な議論が出てくる恐れもあり、来る者拒まずの体制をとるようです。

異議の申し立ては、ご覧のように「署名に直接関わった者」に限り、法律的には選管の「選管の審査に対する異議」を想定しており、署名に関係しない者からの「形式が整わない、あるいは違反による署名の無効」の訴えは「この手続きの上」からはできないこととなっております。

すなわち、「選挙管理委員会が有効と認めた署名を無効とする異議申し立て」は、「署名に関わらない者」がすることができず、例えば、「合併協議会設置に反対派」は、「反対派本人が署名していなければ異議申し立てが

できない」こととなり、矛盾することとなります。実際的にはこのケースはありえず、設置反対派が強硬に阻止しようとしても、署名の無効の異議を申し出る方法は、この住民発議の手続きの中にはありません。

「住民発議の無効を訴える行政訴訟」にうって出ることとなります。しかしながら、形式的に整っておればこのような行政訴訟は却下される可能性が高く、嫌がらせにもなりません。

以上のように、この直接請求は「案件を議会の持ち込む」点に主眼が置かれこの手続きの中で反対論者が口をはさむ余地は与えられておりません。
(ここで言う「反対論者」とは「合併協議会設置に反対」を言います)